

南相馬市元請・下請関係適正化指導要綱の主な内容

定める項目	条	内 容
趣旨	第 1 条	市が発注する建設工事において、元請及び下請は、関係法令を遵守しつつ、対等な協力者として適正な契約締結を行うとともに適正な施工体制を確立するため、必要な事項を定める。
一括下請負の禁止等	第 3 条	一括下請や不必要な重層下請は行わないこと。
下請の選定	第 4 条	元請は、施工能力、経営管理能力、雇用管理など総合的に勘案して下請を選定すること。
適正な下請契約の締結等	第 5 条	契約の内容となる重要事項を明記した契約書を作成し、締結すること。
下請代金支払等の適正化	第 6 条	支払は、できる限り現金払いとすることや、前払金の支払を受けたときは、工事着手に必要な前払金として支払うよう配慮するなど、定められた事項を遵守すること。
下請契約における建設労働者の雇用条件等の改善	第 7 条	建設労働者に対して、適正な労働条件の設定する、適正な就業規則の作成に努めるなど、下請契約により定められた事項を履行すること。
他の元請又は下請に関する指導等	第 8 条、 第 1 3 条	元請は、現場での法令遵守指導や下請業者の法令違反に対して是正指導をする。
適正な施工体制の確立	第 9 条～ 第 1 2 条	元請は、施工体制台帳の整備などにより建設工事に係る施工体制を的確に把握すること。
実態調査及び調査結果による措置等	第 1 4 条	市は、施工体制等の調査をし、法に違反すると思われる場合には必要な措置を講ずる。
市の指導、助言等	第 1 5 条	市は、書類や現場の状況を確認するとともに、この要綱の遵守に関して元請又は下請に対し、必要な指導又は助言をする。
施行期日	令和 4 年 4 月 1 日	